

一般財団法人ふくしま建築住宅センター  
確 認 検 査 手 数 料 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人ふくしま建築住宅センター建築確認検査業務規程(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人ふくしま建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する確認検査の手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の手数料)

第2条 建築物に関する確認の手数料は、確認申請1件につき、当該申請に係る建築物の建築等に係る部分の床面積の合計に応じ、次の表に定める額とする。

なお、同表中「特例」とは建築基準法(以下「法」という。)第6条の4に規定する建築物の建築に関する確認の特例が適用されるものをいう。(以下、第4条及び第5条において同じ。)

床 面 積 の 合 計	金 額	
30㎡以内のもの	特例有	10,000円
	特例無	28,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	特例有	17,000円
	特例無	34,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	特例有	24,000円
	特例無	44,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	特例有	38,000円
	特例無	68,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの		96,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		140,000円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの		310,000円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの		410,000円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの		560,000円
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの		800,000円
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの		1,240,000円
100,000㎡を超えるもの		別途見積りによる。

2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合を除く。)は、当該建築に係る部分の床面積

ただし、建築物を同一棟で増築する場合は、当該建築に係る部分の床面積に既存床面積の2分の1を加えた床面積(既存床面積が10,000㎡を超える場合は、別途見積りによる。)

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積。)

(3) 建築物を大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。)は、当該修繕、模様替又は用途変更に係る部分の床面積

- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を大規模の修繕若しくは大規模の様式替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

- 3 第1項に規定する確認申請に係る計画に、法第87条の4で規定する昇降機に係る部分が含まれる場合は、同項の手数料に当該昇降機1基につき、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額を加算する。

区 分	金 額	
	右欄以外のもの	小荷物専用昇降機に係るもの
昇降機を設置する場合（下欄に掲げる場合を除く。）	22,000円	11,000円
確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合	12,000円	6,000円

- 4 第1項に規定する確認申請に係る計画が、次の各号に該当する場合は、同項の手数料に当該各号に定める額を加算する。

- (1) 構造計算書の添付を要する建築物（法第20条第2項の適用を受ける建築物はそれぞれ別の建築物とみなす。第2号において同じ。）の場合

一の建築物の床面積に応じ、次の表に定める額

構造計算を要する建築物の床面積の合計	金 額
200㎡以内のもの	30,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	40,000円
500㎡を超え、2,000㎡以内のもの	60,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	80,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	100,000円
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	120,000円
100,000㎡を超えるもの	別途見積りによる。

- (2) 前号の建築物のうち、建築基準法施行令（以下「令」という。）第9条の3の確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準によるもの（ルート2基準審査）の場合

一の建築物の床面積に応じ、次の表に定める額

構造計算を要する建築物の床面積の合計	金 額
1,000㎡以内のもの	78,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	104,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	112,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	120,000円
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	140,000円
100,000㎡を超えるもの	別途見積りによる。

- (3) 令第39条第3項の特定天井を有する場合

一の特定天井につき20,000円

- (4) 令第108条の3の耐火性能検証法、防火区画検証法を用いて設計した場合  
一の建築物につき当該検証法ごとの床面積に応じ、次の表に定める額

検証法	当該検証法に係る床面積の合計	金額
耐火性能検証法 防火区画検証法	2,000㎡以内のもの	36,000円
	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	63,000円
	10,000㎡を超えるもの	別途見積りによる。

- (5) 令第5章の3の区画避難安全検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法を用いて設計した場合

一の建築物につき当該検証法ごとの床面積に応じ、次の表に定める額

検証法	当該検証法に係る床面積の合計	金額
区画避難安全検証法 階避難安全検証法 全館避難安全検証法	2,000㎡以内のもの	36,000円
	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	63,000円
	10,000㎡を超えるもの	別途見積りによる。

- (6) 令第135条の5の天空率を用いて設計した場合

一の建築物につき **20,000円**

(建築設備及び工作物に関する確認の手数料)

第3条 法第87条の4で規定する建築設備（以下「建築設備」という。）に関する確認の手数料は、当該建築設備1ヶ所につき、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額とする。

区 分	金 額	
	右欄以外のもの	小荷物専用昇降機に係るもの
建築設備を設置する場合（下欄に掲げる場合を除く。）	22,000円	11,000円
確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	12,000円	6,000円

- 2 法第88条第1項で規定する工作物（令第138条第1項各号に掲げるものに限る。）に関する確認の手数料は、当該工作物1ヶ所につき、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額とする。

区 分	金 額	
工作物を築造する場合 （下欄に掲げる場合を除く。）	19,000円	擁壁など1ヶ所で連続する工作物でも形状、種類等が異なるため建築基準法施行規則第3条第1項第1号の表一に規定する構造計算書が複数添付を要する場合は、左欄の額に、構造計算書が1件を超える毎に6,000円を加算する。
確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	10,000円	

(建築物に関する中間検査の手数料)

第4条 建築物に関する中間検査の手数料は、申請1件につき、当該申請に係る建築物の建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次の表に定める額とする。

床面積の合計	金額	
100㎡以内のもの	特例有	17,000円
	特例無	25,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	特例有	24,000円
	特例無	30,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	特例有	35,000円
	特例無	48,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	77,000円	
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	98,000円	
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	210,000円	
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	250,000円	
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	340,000円	
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	380,000円	
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	560,000円	
100,000㎡を超えるもの	別途見積りによる。	

- 2 前項に規定する申請がセンター以外の者が確認済証を交付したものの場合は、同項の手数料に当該申請に係る部分の床面積の合計に応じ、次の表に定める額を加算する。

床面積の合計	金額
30㎡以内のもの	14,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	17,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	22,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	34,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	48,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	70,000円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	150,000円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	200,000円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	280,000円
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	400,000円
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	620,000円
100,000㎡を超えるもの	別途見積りによる。

(建築物に関する完了検査の手数料)

- 第5条 建築物に関する完了検査の手数料は、申請1件につき、当該申請に係る建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分の床面積の合計に応じ、次の表に定める額とする。

床面積の合計	金額	
30㎡以内のもの	特例有	16,000円
	特例無	24,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	特例有	19,000円
	特例無	26,000円

1 0 0 m <sup>2</sup> を超え、2 0 0 m <sup>2</sup> 以内のもの	特例有	2 6,0 0 0 円
	特例無	3 2,0 0 0 円
2 0 0 m <sup>2</sup> を超え、5 0 0 m <sup>2</sup> 以内のもの	特例有	4 1,0 0 0 円
	特例無	5 6,0 0 0 円
5 0 0 m <sup>2</sup> を超え、1, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内のもの		9 6,0 0 0 円
1, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え、2, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内のもの		1 3 0,0 0 0 円
2, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え、5, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内のもの		2 3 0,0 0 0 円
5, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え、1 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内のもの		2 8 0,0 0 0 円
1 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え、2 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内のもの		3 6 0,0 0 0 円
2 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え、5 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内のもの		4 2 0,0 0 0 円
5 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え、1 0 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内のもの		6 3 0,0 0 0 円
1 0 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超えるもの		別途見積りによる。

- 2 前項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 3 第1項に規定する申請がセンター以外の者が確認済証を交付したものの場合は、同項の手数料に当該申請に係る部分の床面積の合計に応じ、次の表に定める額を加算する。

床 面 積 の 合 計	金 額
3 0 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 4,0 0 0 円
3 0 m <sup>2</sup> を超え、1 0 0 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 7,0 0 0 円
1 0 0 m <sup>2</sup> を超え、2 0 0 m <sup>2</sup> 以内のもの	2 2,0 0 0 円
2 0 0 m <sup>2</sup> を超え、5 0 0 m <sup>2</sup> 以内のもの	3 4,0 0 0 円
5 0 0 m <sup>2</sup> を超え、1, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内のもの	4 8,0 0 0 円
1, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え、2, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内のもの	7 0,0 0 0 円
2, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え、5, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 5 0,0 0 0 円
5, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え、1 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内のもの	2 0 0,0 0 0 円
1 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え、2 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内のもの	2 8 0,0 0 0 円
2 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え、5 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内のもの	4 0 0,0 0 0 円
5 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え、1 0 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内のもの	6 2 0,0 0 0 円
1 0 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超えるもの	別途見積りによる。

- 4 第1項の申請に係る部分に、法第87条の4で規定する昇降機に係る部分が含まれる場合は、同項の手数料に当該昇降機1基につき、3 1,0 0 0 円（小荷物専用昇降機に係るものにあつては、1 6, 0 0 0 円）を加算する。
- 5 建築物の完了検査の結果、「検査済証を交付できない旨の通知書」において提出を求めた追加説明書の審査等（再検査を行う場合も含む）の手数料の額は、第2条第2項第2号の規定を適用して同条第1項の表に定める額とする。

6 前項に規定する追加説明書に、法第87条の4で規定する昇降機に係る部分が含まれる場合は、同項の手数料に当該昇降機1基につき第2条第3項の表中「確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合」の額を加算する。

7 完了検査の結果、申請に係る建築物の工事が未完了により、再検査を行う場合の手数料は、検査の申請に係る床面積の合計に応じ、次の表に定める額とする。

検査の申請に係る床面積の合計（第2項を適用する。）	金 額
200㎡以内のもの	8,000円
200㎡を超えるもの	20,000円

8 前項に規定する再検査に、法第87条の4で規定する昇降機に係る部分が含まれる場合は、同項の手数料に当該昇降機1基につき12,000円（小荷物専用昇降機に係るものにあつては、6,000円）を加算する。

9 第1項の申請に係る部分が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第11条に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適合性判定」という。）を受けたものである場合は、同項の手数料に、省エネ適合性判定を要した部分の床面積の合計に応じた同項の表に定める額に次の表の区分に応じた割合を乗じて得た額を加算する。

ただし、一の建築物全体が当該省エネ適合性判定の計算対象から除外される場合、当該建築物は加算しない。

区 分	割 合
センターから直前の省エネ適合性判定を受けた建築物	2割
センター以外の者から直前の省エネ適合性判定を受けた建築物	4割

10 前項の申請に係る部分で、建築物省エネ法における省エネ性能が向上する変更（以下「ルートA」という。）、又は一定範囲内の省エネ性能が低下する変更（以下「ルートB」という。）に関する軽微な変更がある場合は、第1項の手数料に、その軽微変更説明書の提出毎に次の表の区分に応じた額を加算する。

区 分		加 算 額
ルートA	センターから直前の省エネ適合性判定を受けた建築物	判定料金（税抜）×1割
	センター以外の者から直前の省エネ適合性判定を受けた建築物	判定料金（税抜）×2割
ルートB	センターから直前の省エネ適合性判定を受けた建築物	判定料金（税抜）×2割
	センター以外の者から直前の省エネ適合性判定を受けた建築物	判定料金（税抜）×4割

判定料金とは、一般財団法人ふくしま建築住宅センター「建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程」に定める当該建築物の「単独申請の場合」から算出される判定料金をいう。

（仮使用認定を受けた建築物に関する完了検査の手数料）

第6条 直前の仮使用認定通知書の交付をセンターから受けた建築物に関する完了検査

の手数料は、申請1件につき、次の各号の定めるところによる。

- (1) 建築等（建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替をいう。以下同じ。）  
をする部分全てに仮使用認定通知書の交付を受けている完了検査

建築物全体の仮使用認定をセンターから受けた完了検査の手数料は、第5条の規定にかかわらず、20,000円（当該建築物が一戸建ての住宅の場合は、8,000円）とする。

- (2) 建築等をする部分の一部に仮使用認定通知書の交付を受けている完了検査

ア 申請に係る建築物の床面積の合計から確認申請図書のとおり施工された仮使用認定部分の床面積を除いた床面積の合計を第5条第1項（同条第2項の適用があるものとする。）、第9項及び第10項を適用し算出した額とする。

イ 申請に係る建築物に、仮使用認定を受けた法第87条の4で規定する昇降機が含まれる場合は、当該昇降機を除いて第5条第4項を適用する。

（建築設備及び工作物に関する完了検査の手数料）

第7条 建築設備及び法第88条第1項で規定する工作物（令第138条第1項各号に掲げるものに限る。）に関する完了検査の手数料は、当該建築設備1ヶ所又は当該工作物1ヶ所につき、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額とする。

区 分	金 額		
	建築設備		工作物
	小荷物専用昇降機に係るもの以外のもの	小荷物専用昇降機に係るもの	
完了検査	31,000円	16,000円	22,000円
建築設備又は工作物の完了検査の結果、「検査済証を交付できない旨の通知書」において提出を求めた追加説明書の審査等（再検査を行う場合も含む。）	12,000円	6,000円	10,000円
完了検査の結果、検査の申請に係る建築設備又は工作物の工事が未完了により行う再検査	12,000円	6,000円	10,000円

（建築物に関する仮使用認定の手数料）

第8条 建築物に関する仮使用認定の手数料は、申請1件につき、当該申請に係る建築物の仮使用認定に係る部分の床面積の合計に応じ、次の表に定める額とする。

床面積の合計	金 額
200㎡以内のもの	48,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	110,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	140,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	190,000円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	290,000円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	340,000円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	430,000円

20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	500,000円
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	750,000円
100,000㎡を超えるもの	別途見積りによる。

- 2 前項の表の床面積の合計は、第5条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の申請に係る部分に、法第87条の4で規定する昇降機に係る部分が含まれる場合は、同項の手数料に当該昇降機1基につき、31,000円（小荷物専用昇降機に係るものにあつては、16,000円）を加算する。
- 4 第1項の申請に係る部分に、省エネ適合性判定を受けた部分が含まれる場合は、同項の手数料に、当該申請に係る部分における省エネ適合性判定を要した部分の床面積の合計に応じ、第5条第9項及び第10項の規定を適用して算出した額を加算する。

（建築設備に関する仮使用認定の手数料）

第9条 建築設備に関する仮使用認定の手数料は、当該建築設備1ヶ所につき、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額とする。

区 分	金 額	
	建築設備	
	小荷物専用昇降機に係るもの以外のもの	小荷物専用昇降機に係るもの
仮使用認定	31,000円	16,000円

（再度受ける仮使用認定の手数料）

第10条 仮使用認定を再度受ける仮使用認定の手数料は、申請1件につき、次の各号の定めるところによる。

- (1) 仮使用認定を受ける部分を追加する場合（センターが直前の仮使用認定をした建築物に限る。） 当該追加する部分について、第8条を適用して算出した額
- (2) 仮使用認定期間を変更する場合（センターが直前の仮使用認定をした建築物に限る。） 20,000円
- (3) 第1号及び第2号以外の場合 第8条の規定を適用して算出した額

（災害に伴う手数料の減免）

第11条 建築主が次の各号いずれかに該当する場合は、確認検査手数料を別に定める範囲内で減免する。

- (1) 災害救助法の適用を受けた災害の被災者
  - (2) 原子力災害対策特別措置法に基づき指定された警戒区域等の区域内に住宅又は建築物が所在することとなった場合（以下「原子力災害」という。）の被災者
- 2 前項の規定により、確認検査手数料の減免を受けようとする者は、確認検査の申請書に、次に定める書類を添えなければならない。
- (1) 前項第1号の者 建築物の被害が半壊以上の被災（り災）証明書
  - (2) 前項第2号の者 原子力災害の被災（り災）証明書



(複数申請に伴う手数料の減額)

第12条 業務規程第54条第3項の規定に基づき、同一の建築物について、確認申請及び完了検査申請と住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条の住宅性能評価をいう。以下、この条において同じ。）若しくは住宅瑕疵担保責任保険（住宅保証機構（株）のまもりすまい保険をいう。）と併せてする申請については、実費を勘案して第5条に定める手数料の額から、1,000円を減額することができる。

2 前項のほか、同一の建築物について、確認申請と住宅性能評価若しくは長期使用構造等確認（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2の長期使用構造等であることの確認をいう。）と併せてする申請については、実費を勘案して第2条に定める手数料の額から、10,000円を減額することができる。

3 第1項及び前項で掲げるもののほか、業務規程第54条第3項に基づく手数料の減額ができる場合の要件等については、理事長が別に定める。

(国等の建築物等に係る手数料)

第13条 法第18条の国の機関の長等の建築物に関する手数料は、この規程を準用する。  
この場合において、「確認申請」及び「申請」を「通知」に、「確認」を「審査」に読み替えるものとする。

(規程に定めのない手数料)

第14条 この規程に定めのない手数料については、理事長が申請者（申請者の代理人を含む。）と協議し定めることができる。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年9月1日から施行する

2 この規程の施行日前に、平成12年4月1日又は平成14年4月1日施行のセンター建築確認及び完了検査等手数料規程に基づき、建築主、設置者又は築造主並びにセンターが行った手数料に関する諸手続きは、この規程に基づき行った諸手続きとみなす。

附則

この規程は、平成19年6月20日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、一般財団法人の設立の登記の日、（平成23年4月1日）から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、福島県知事の一般財団法人ふくしま建築住宅センター確認検査業務規程の認可の日（令和4年6月29日）又は令和4年7月1日のいずれか遅い日から施行する。

附則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第5条第9項の規定の適用において、同条第1項に規定する申請に係る工事が、令和7年4月1日施行前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものである場合は、第5条第9項の加算額の算定における床面積は、省エネ適合性判定を要した部分の床面積（同判定を必要とした建築物の増改築において、既存部分のBEIにデフォルト値を使用した場合の床面積は既存部分の床面積を除いた床面積とし、既存部分のBEIにデフォルト値を使用しない場合にあつては当該既存部分を含めた床面積とする。）の合計とする。